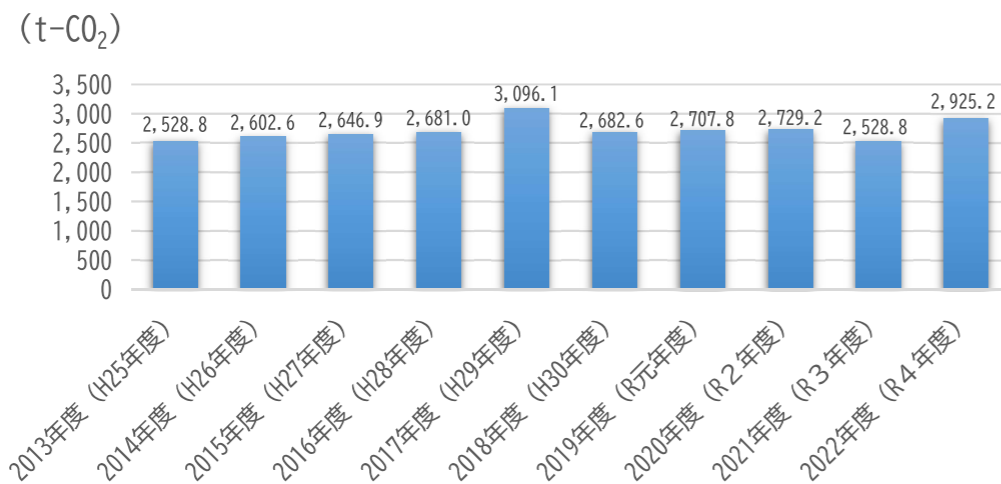


第5次武豊町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（概要版）

第1章 計画策定の背景

- 国際的な動向：・2015年（平成27年）12月のパリ協定を契機に世界各国で2050年（令和32年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。
- 国の動向：・2021年（令和3年）10月 地球温暖化対策計画 改定
削減目標を2030年度（令和12年度）までに46%削減（2013年度（平成25年度）比）に見直しました。「業務その他部門」（地方公共団体の事務・事業が該当）においては、エネルギー起源二酸化炭素排出量を2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比で約51%削減する必要があるとされました。
- ・2021年（令和3年）10月 政府実行計画 改定
政府における削減目標を2030年度（令和12年度）までに50%削減（2013年度（平成25年度）比）に見直しました。
- 県の動向：・2022年（令和4年）12月 あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）
～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～ 改定
愛知県内における削減目標を2030年度（令和12年度）までに46%削減（2013年度（平成25年度）比）に見直しました。
- ・2023年（令和5年）8月 愛知県庁の環境保全のための行動計画 一部改定
（あいちエコスタンダード）
愛知県庁の事務事業（水道事業・下水道事業以外）における削減目標を2030年度（令和12年度）までに69.2%削減（2013年度（平成25年度）比）に見直しました。
- 町の動向：・2021年（令和3年）2月 「ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明
- ・2022年（令和4年）3月 武豊町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 策定
本町における温室効果ガス排出量について2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で44%削減すること、2050年度（令和32年度）に排出量実質ゼロを目標として掲げました。
- 町の排出状況：・本町の直近10年間の温室効果ガス総排出量の推移は、以下の通りです。



いずれの年度も2,500t-CO₂を上回っており、2013年度（平成25年度）以降、2017年度（平成29年度）をピークに増加が続き、2021年度（令和3年度）には2013年度（平成25年度）と同水準まで削減しましたが、翌2022年度（令和4年度）再び増加しています。

第2章 計画改定の趣旨

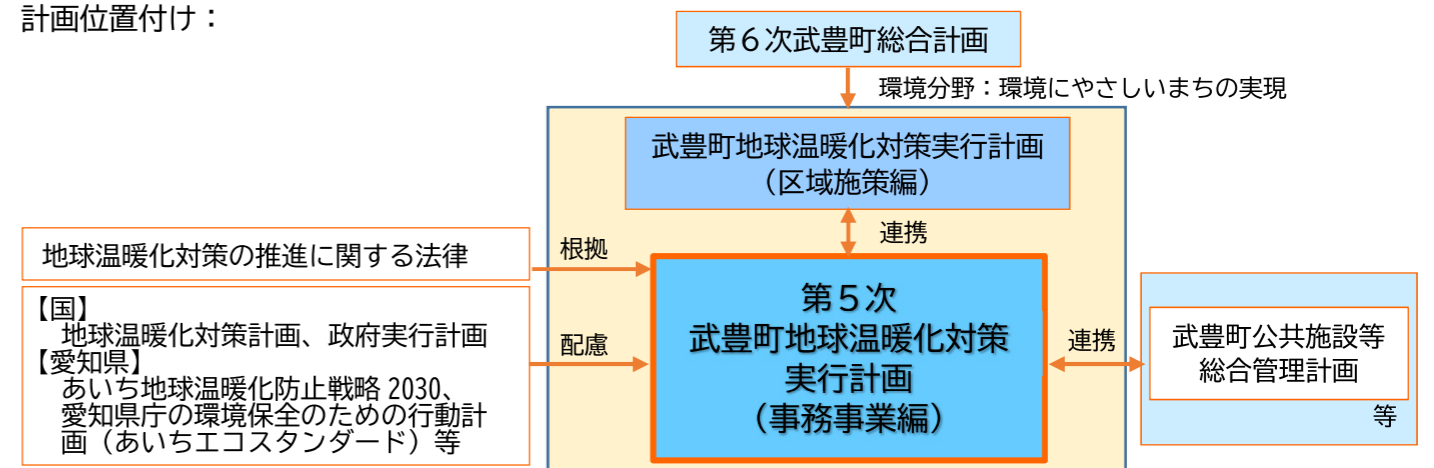
- 策定改定経緯：・2004年（平成16年）3月「武豊町地球温暖化対策実行計画」策定
（その後各計画期間満了ごとに策定）
- ・2019年（平成31年）3月「第4次武豊町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定
- 第4次計画：・計画期間 2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）まで
- ・基準年度 2017年度（平成29年度）
- ・対象範囲 町が行うすべての事務事業
- ・削減目標 基準年度比5%削減
- ・個別目標 公用車燃料、電気、ガスの使用量をそれぞれ基準年度比5%削減
- ・目標達成状況 次の通り

項目	単位	目標削減率 基準年度比	増減率 2022年度（令和4年度）実績 基準年度比	達成状況	
温室効果ガス総排出量	t-CO ₂	5%	23.6%減少	○	
個別目標	公用車燃料使用量	L	5%	2.9%減少	×
	電気使用量	kWh	5%	1.6%増加	×
	ガス使用量	m ³	5%	5.3%増加	×

使用量が増加した一方、総排出量が減少した主な要因として、2022年度（令和4年度）より役場本庁舎及び学校給食センターにCO₂フリー電力を調達し、当該2施設の電気に係る排出係数が0となったことが挙げられます。

第3章 基本的事項

- 目的：・武豊町が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガス^{※1}の排出量を削減
- 基本方針：・町総合計画「住民・地域・事業者が協力し、環境に配慮した行動を心がけ、貴重な自然環境が保たれているまち」の実現
- 対象範囲：・本町が所管する施設、設備、機械の全て（指定管理施設も含む）
- 計画期間：・2024年度（令和6年度）から2030年度（令和12年度）まで
- 計画位置付け：

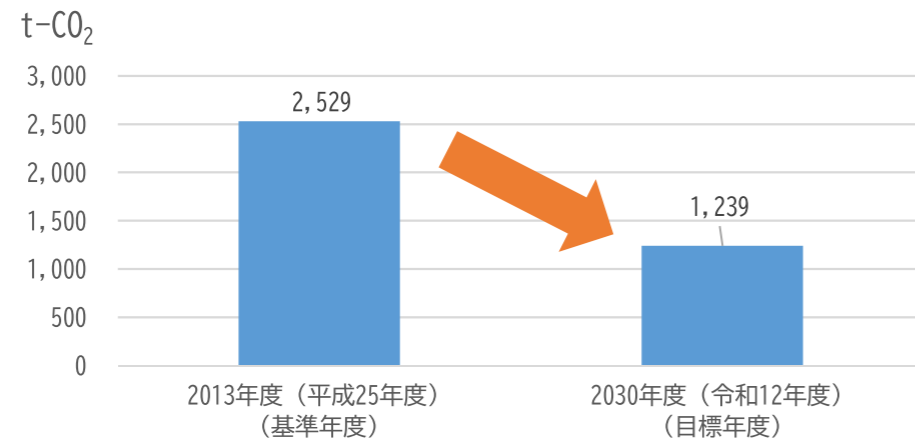


※1 二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) を調査対象とします

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

削減目標：・2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比 **51%**削減

項目	基準年度 2013年度(平成25年度)	目標年度 2030年度(令和12年度)
温室効果ガスの排出量	2,529t-CO ₂	1,239t-CO ₂
削減率	-	51%



第5章 目標達成に向けた取組

取組基本方針：・電力使用量削減（太陽光を始めとする再生可能エネルギーの導入や施設設備等の省エネルギー化）を推進

主な取組内容：

ア 再生可能エネルギーの最大限の活用

- ・町が新築する公共施設の建築物については、原則、**太陽光発電設備を設置**します。
- ・町が保有する既存の公共施設の建築物については、その性質上適しない場合を除き、2030年度（令和12年度）には設置可能な建築物の**50%**に太陽光発電設備を計画的に設置します。

イ 建築物の建築、管理等

- ・今後予定する新築事業については**ZEB**（建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）化を積極的に検討します。
- ・エネルギー使用量の多い施設については施設の改修等に合わせて、建物内のエネルギー使用状況等を把握するため、**ビルのエネルギー管理システム（BEMS）**を導入します。

ウ 財やサービスの購入・使用

- ・町の公用車については、新規導入・更新については2024年度（令和6年度）以降**全て電動車**（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。）とします。ただし、代替可能な電動車がない場合等を除きます。
- ・公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より**温室効果ガスの排出の少ない車の導入及び優先的利用**をします。
- ・2030年度（令和12年度）までに各公共施設で調達する電力の**60%**を再生可能エネルギー電力又は非化石証書等環境価値付き電力とします。

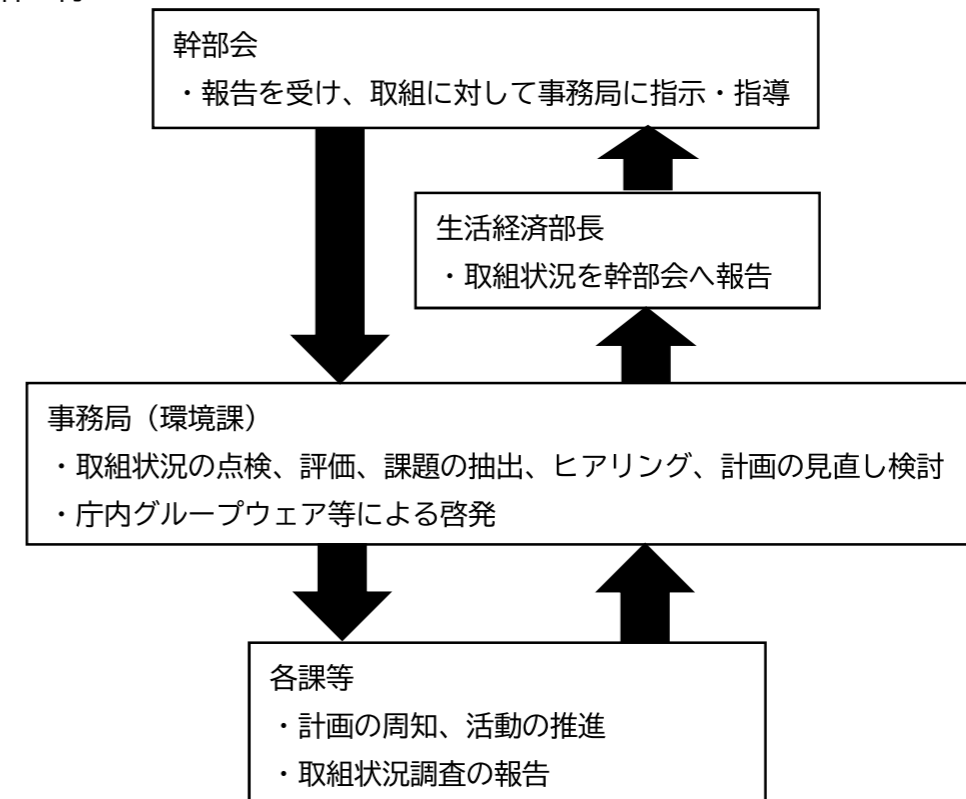
- ・照明の更新、新規導入時において、**LED照明を標準設置**するとともに、既存の施設においても、計画的に**LED照明への切替え**をします。
- ・庁内グループウェアや共有フォルダを活用、会議等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等をし、**ペーパーレス化**を推進します。

エ その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

- ・公共施設から排出される廃棄物について、**4R**（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）＋購入拒否（Refuse））の徹底を図り、**循環型社会**を推進します。
- ・気候変動や地球温暖化対策に関する**研修を実施**します。
- ・地球温暖化防止に資する職員向けの講習会や研修会を開催します。

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

推進体制：



本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しをします。

各課等：	・前年度の取組状況を取りまとめ、事務局に報告
事務局：	・各課等の計画の取組状況の点検、評価、課題の抽出 ・各課等にヒアリング
生活経済部長：	・年度ごとの結果を取りまとめ幹部会へ報告
幹部会：	・報告を受けた結果、必要があると認められる場合、取組に対して事務局に指示・指導
事務局：	・幹部会から取組に対する指示・指導を受け、各所属長を通じ、職員への徹底を図り、又は、計画の見直しの検討